

宇都宮地方裁判所委員会（第20回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

1 日時 平成23年11月30日（水）15:30～17:00

2 場所 宇都宮地方裁判所 大会議室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

荒井 勉，加藤 剛，小池恵一郎，斎藤和子，中尾 久，中村昭子，畑中良彦，
平野浩視，平山正千代，町田明久

※ 奥 利文，五味渕秀幸は欠席

（説明者）

竹内民生（宇都宮地裁第二民事部部総括判事），井上 豊（宇都宮地裁刑事部
部総括判事）

（庶務）

吉井良一事務局長，継田剛史事務局次長，登坂一敏総務課長，関塚和子総務課
課長補佐

4 議事

I 裁判所からの説明等

ア 過払金返還請求訴訟事件について

説明者から，過払金返還請求訴訟事件の性質，動向，問題点等について説
明が行われた。

イ 裁判員制度発足後の2年間を振り返って

説明者から，当庁における裁判員裁判の概況，手続の現状と課題について
説明が行われた。

II 意見交換

【アについて】

・所謂グレーゾーン金利による貸付けは，今でも行われているのか。（委員）

- ・法改正がされたので、今では行われていないはずである。（説明者）
- ・全国的には過払金返還訴訟はピークを越えて減少傾向に転じているのに、当庁は割合的にまだ右肩上がりのようなのだが、それはどうしてか。（委員長）
- ・全体の事件数が減少しているためと、当庁の管轄内に元貸金業者の本社があるせいではないか。（説明者）
- ・その元貸金業者の本社がある影響で、同社を被告とした過払金返還請求訴訟がかなりの数、提起されているということだが、同社の事件が過払金訴訟全体に占める割合は7，8割といったところか。（委員長）
- ・正確な統計は準備していないが、それくらいにはなっていると思われる。件数が多いため裁判所としては負担が大きい。（説明者）
- ・過払金は、どの程度まで遡って請求できるものなのか。（委員）
- ・取引が継続していれば制限はない。取引が切れていると、10年が時効なので、そこまでということになる。取引が切れているかどうかの問題になるケースもある。（説明者）
- ・地裁の過払金返還請求訴訟事件の中に、簡裁からの控訴事件はどれくらいあるのか。（委員）
- ・正確な数字は準備してきていないが、かなりある。地裁で扱う控訴事件の半分以上は過払金返還請求である。（説明者）
- ・簡裁の第一審が被告不出頭で請求認容判決となり、それに対して控訴がされるような事件について、控訴審での審理はどのように行われているのか。（委員）
- ・そういった業者は控訴審にも出頭しない。（説明者）
- ・控訴審の判決に上告してくることはあるのか。（委員）
- ・少なくとも私の部ではそれはない。判決か取下擬制で完結している。地裁が第一審判決を出して控訴された事件も、取下擬制で高裁から戻ってくるものをよく見かける。（説明者）
- ・地裁の過払金返還請求訴訟での本人訴訟の割合はどれくらいか。（委員）

- ・簡裁からの控訴事件では本人訴訟もあるが、地裁事件は弁護士代理人が付いている事件の方が多い。（説明者）
- ・被告が不出頭ということだと、本人訴訟でもできると考えそうなところだが。他の訴訟事件に比べ、本人訴訟の率が高いということはないか。（委員）
- ・それはないようである。（説明者）
- ・審理にはどれくらい時間がかかるものなのか。市民には関心がある部分だと思うが。（委員）
- ・弁論の回数は二、三回なので、通常の訴訟事件よりは普通は早く終わるが、中には、業者が争って資料を出してくる事件もあり、そうすると長くかかることになる。（説明者）

【イについて】

- ・意見交換会のことは新聞にも報道されていたが、記事を読んで安心した。評議は密室で行われるので、世間では、声の大きい人や裁判官がリードするものというイメージを持っている人が多いと思うが、記事には、裁判員がみんな一所懸命考えて評議をして決めたのだということがよく書かれていて、裁判員というのはこういうものだということが伝わってきて、とても良かった。（委員）
- ・なかなか参加希望者が募れなかったため、今まで開催できなかったが、ようやく8名募れたので、先日開催できた次第である。この交換会では司会を務めたが、報道関係者も傍聴する中で、皆さんに良い意見をたくさん述べてもらうことができたので、良い交換会だったと感じている。（委員長）
- ・公判前整理手続は外から見えにくいのだが、その辺を何か工夫してクリアにする余地はないか。（委員）
- ・手続の過程で当事者の主張が変化するような場合もあるので、整理手続の途中経過を細かく公表することは難しいと思う。（説明者）
- ・確かに、公判前整理手続が自白事件でも4か月以上かかるというのは長すぎる感じがする。公判の本来の姿を実現するためにも、証人にはできるだけ記憶が

鮮明なうちに証言してもらう方が良いので、公判前整理手続はもっとコンパクトにするなど、今後工夫していく余地はあると思う。（委員長）

- ・交換会での経験者の意見を聞き、裁判員法1条の「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資すること」という目的は達成しつつあると感じることができた。（説明者）
- ・意見交換会で「また（裁判員を）やっても良い」と発言した方がいて、他の人はどうかと尋ねたら全員が手を挙げたので、あれは良い意味で意外だった。また、人にも勧めたいという意見もあった。交換会に参加してくださる方は基本的に肯定的評価をされている方達であろうから、それを全体の意見として評価することはできないが、それでもあれだけの人がそう言ってくれるのは、非常に心強いことと感じた。（委員長）
- ・裁判員の選任手続で、単に仕事が忙しいというだけでは呼出取消しにはならないという説明があったが、そのような返事が質問票に書かれていた場合、裁判所からそれでは駄目というような返事がされるのか。（委員）
- ・実際には、ある程度柔軟な判断で運用している。選任呼出しの最終目標は6名の裁判員と2名の補充員を選べるだけの人数を確保することなので、それができる見通しが立つかどうかで判断は異なってくるが、それでも、国民の都合にはある程度配慮しようということでやっている。漠然とした「仕事が忙しい」というだけの記載ではよく分からないので、それでは裁判所へ来て説明していただくということになるが、具体的に代替性のないことが質問票に記載されているようなら、虚偽記載はないはずという前提で、呼出取消しを認める方向で考えている。今までのところ、無茶苦茶なことを書いてくる人はおらず、ほとんどはもっともな理由を具体的に言ってきている。また、職場で裁判員は自分が初めてという人がほとんどで、先日の意見交換会でも、これをきっかけに特別休暇制度が発足したという話も出ていた。（説明者）
- ・選任された裁判員の性別や年齢が偏ることもあるのか。（委員）

- ・裁判員の全員が男性とか、全員が女性だったという経験はある。意見交換会でも、年齢や性別が均等になるようにすべきという意見も出ていたが、法はくじによる無作為抽出を定めているので、法改正が必要になってくる。（説明者）
- ・実際にそれで支障は出ないのか。（委員）
- ・裁判員の性別がどちらかに偏っても、裁判官に男性も女性もいるので、支障はない。（説明者）
- ・裁判員に女性が入る場合、裁判官にも女性がいた方が話し易いというようなこともあって、裁判官側の構成も配慮されているようである。（委員長）
- ・裁判員には守秘義務があるが、違反した場合はどうなるのか。（委員）
- ・守秘義務違反は犯罪なので、罰金刑や懲役刑が定められている。それについては気になっているところなので、意見交換会で全員に質問してみたが、実際にはほとんど負担にならないという回答だった。公開法廷で語られた内容等は守秘義務の対象外であるし、評議の中身といっても、守秘義務違反になるような事項はそれほど多くはないし、周囲から尋ねられることもないそうである。交換会には、裁判から1年以上経過した方から数ヶ月という方までいたが、皆さん負担になってはいないという意見であった。実際に事故例も出ていない。
(説明者)

Ⅲ 次回期日の指定等

- ・次回の宇都宮地方裁判所委員会は、平成24年5月16日(水)午後1時30分から開催したい。議題についてであるが、地裁委員会も今回で20回目を終えることでもあるので、一つの節目として原点に立ち返り、委員の方それぞれの立場から、裁判所への提言や要望など、裁判所への思いを聞かせていただき、それを次回の議題としたい。

以 上